

令和4年度省エネ家電購入緊急支援事業(とちぎ省エネ家電購入応援キャンペーン)

参加店舗募集要領(9月13日以降募集開始)

栃木県(以下「県」という。)では今年度、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を目的として、「令和4年度省エネ家電購入緊急支援事業」を実施します。

この要領では、本事業に参加する家電製品の販売を行う県内店舗の募集に当たり、必要な事項を定めま

1 事業概要

事業主体	栃木県(気候変動対策課)
事業運営主体	「とちぎ省エネ家電購入応援キャンペーン」事務局 (以下「キャンペーン事務局」という。)
事業目的	エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図る。
キャンペーン名称	とちぎ省エネ家電購入応援キャンペーン
キャンペーン内容	実施期間中、対象店舗において対象製品(新品に限る)を合計5万円(税抜)以上購入し、自らが居住する栃木県内の住宅に設置した者に対し、合計購入額(税抜)に応じたポイント等を交付する。ただし、申請者1人につき、1回限りの申請とする。
対象者	栃木県内に居住する者(個人)※県外在住の方が購入した場合は対象外
事業期間 ※ポイント等の交付状況等により、期間を変更する場合がある。	【購入対象期間】 令和4年10月14日(金)から令和5年2月15日(水)まで ※この期間中に対象店舗から対象製品を購入した場合に、ポイント等交付の対象となる。 【ポイント等交付申請受付期間】 令和4年10月14日(金)から令和5年2月15日(水)まで
ポイント等交付の対象となる製品	(ア)統一省エネラベル4つ星以上のエアコン (イ)統一省エネラベル3つ星以上の冷蔵庫 (ウ)統一省エネラベル4つ星以上のLED照明器具 ※ポイント等交付の対象となる製品は別表1のとおり ※エアコンのラベル表示は令和4(2022)年9月改正前のラベルによること。

ポイント等交付額	4億5000万円程度
ポイント等の額	対象製品の合計購入額(税抜)に応じた交付額とする。 (ア)合計15万円以上の購入 3万円 (イ)合計10万円以上15万円未満の購入 2万円 (ウ)合計5万円以上10万円未満の購入 1万円
交付するポイント等の種類	(1)キャッシュレス決済サービスのポイント ( PayPay、QUO カードPay、Amazonギフト券、楽天Edy、Ponta ポイント、nanaco ギフト、WAONポイント、au PAY、Appleギフトカード、GooglePlay ギフト、NET CASH ) (2)商品券 ( JTB ナイスギフト )

## 2 キャンペーン参加店舗となる要件について

キャンペーン参加店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次の(ア)から(カ)の要件を満たす必要があります。

(ア)	栃木県内に所在する実店舗(営業所等を含む)であること。EC店舗等は対象外とする。
(イ)	対象製品に省エネラベルを表示し、顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、省エネ性能等について適切に案内すること。
(ウ)	キャンペーンの実施に必要な手続き(広報宣伝、消費者への説明、申請補助や助言等)を行うこと。
(エ)	キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告すること。
(オ)	本要領及び別途定めるキャンペーンの実施に係る業務委託実施要領や、マニュアルに従うこと。
(カ)	キャンペーンの実施に関連する法令、条例等(特定家庭用機器再商品化法等)を順守すること。

## 3 キャンペーンの実施に当たり、参加店舗が実施する事項等

参加店舗の要件に定めるほか、キャンペーンの実施に当たり、参加店舗では以下の事項を行っていただく必要があります。

#### 【ポイント等の交付に関する手続き】

- (1) 購入対象期間中、自店において対象製品を購入した者(以下「購入者」という。)に対して、以下の事項を実施してください。
  - ・身分証の提示等により、購入者が栃木県民であることを確認する。
  - ・購入者にキャンペーンチケットを配付する。
  - ・当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配付したことが確認できるようにする。
- (2) ポイント等の交付申請は購入者本人が行うものとするが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応してください。
- (3) キャンペーンチケット配付に係る購入製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、対象者の住所・氏名及びキャンペーンチケットの番号を報告した上で、対象となる購入のレシート画像を提出してください。また、返品の際にはキャンペーンチケットも返還していただくようご案内ください。

#### 【その他、キャンペーン参加店として必要な事項】

- (1) 参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のチラシ、ポスター、ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知にご協力ください。
- (2) 本事業の実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めるようにしてください。

## 4 キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

### (1) 参加店舗登録申請の方法

店舗登録申請期間中に、インターネットの専用サイト上で申請してください。

<キャンペーン専用サイト URL> [https:// tochigi-shoene.jp](https://tochigi-shoene.jp)

### (2) 参加店舗登録申請期間

**令和4年9月13日(火)から令和4年10月4日(火)まで**

### (3) 登録・申請

登録申請のあった事業者について、県(キャンペーン事務局)の確認により適当と認められる場合は参加店舗として登録します。

### (4) 申請に当たっての注意事項

・この募集要領をよくお読みいただき、事業内容をよくご理解の上、登録申請を行ってください。(や

むを得ないと認められる場合を除き、店舗登録後の辞退はできません。)

- ・店舗登録申請は、インターネットによる手続きを原則とします。
- ・県内に複数店舗をもつ事業者についても、店舗ごとに登録申請を行ってください。(複数店舗をまとめて申請することはできません。)

## 5 参加店舗登録後の手続き

- ・参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明するマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分に理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。
- ・上記の専用サイトには、購入者向けのFAQ(よくある質問)を掲載する予定ですので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。

## 6 対象店舗の登録取消し

次のいずれかに該当する対象店舗があることが判明した場合は、速やかに県に報告し、県が指示した場合は当該店舗の登録を取り消すものとします。

- |                               |
|-------------------------------|
| (ア) 法令、条例等に違反している場合           |
| (イ) 登録申請において虚偽の内容があることが判明した場合 |
| (ウ) その他、対象店舗として不相当と認められる場合    |

## 7 問い合わせ先(参加店舗向け)

本事業の実施や、参加店舗の募集に関する問い合わせは、「とちぎ省エネ家電購入応援キャンペーン」参加店舗専用コールセンター(以下「コールセンター」という。)において対応します。

【コールセンター電話番号】 028-341-1920
----------------------------

【コールセンター対応時間】
---------------

令和4年9月13日(火)～令和4年10月4日(火)
午前10時から午後8時まで(平日のみ)

令和4年10月14日(金)～令和5年2月15日(水)
午前10時から午後8時まで(平日のみ)

(別表1)ポイント等交換の対象となる製品

品目	対象製品要件
エアコン	統一省エネラベル4つ星以上
冷蔵庫	統一省エネラベル3つ星以上
LED 照明器具	統一省エネラベル4つ星以上

※キャンペーンの対象となる製品は、上記の対象製品要件を満たし、かつ、資源エネルギー庁「省エネ製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)に記載があるものです。詳しくは「とちぎ省エネ家電購入応援キャンペーン」専用サイト(<https://tochigi-shoene.jp>)をご参照ください。

※エアコンのラベル表示は令和4(2022)年9月改正前のラベルによること。